

第2次下田市環境基本計画（中間見直し）策定業務仕様書

下 田 市

1. 業 務 名 称：第 2 次下田市環境基本計画（中間見直し）策定業務

2. 期 間：履行期間：契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 目 的：下田市（以下「市」という。）では、下田市環境基本条例第 9 条の規定に基づき、下田市における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために令和 3 年度に第 2 次下田市環境基本計画（計画期間：令和 4 年度から令和 12 年度まで）及び下田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（基準年度：平成 25 年度、目標年度令和 12 年度）を策定し、地域の環境課題の解決に向けて取り組んでいるところである。

現行の環境基本計画策定時から変化・多様化している環境課題に対して、市の状況や現行計画進捗状況、国内外の動向等を反映した評価を行い、環境基本計画への見直しをすることにより、市の目指すまちづくりを環境面から支えるとともに、下田市環境基本条例の目的達成に寄与することを本業務の目的とする。

また、民間企業における専門的知見及び分析手法等を反映させることで、より実効性のある環境基本計画とするため、見直しに係る業務を委託するものである。

4. 調査対象地域：下田市全域

5. 参 加 資 格：次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 下田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱（令和 6 年下田市告示第 47 号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 下田市暴力団排除条例（平成 23 年下田市条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 業務の円滑な推進を図るため、計画策定に必要な知識と経験を有する技術者として、技術士（環境部門環境保全計画）の有資格者を主任技術者及び担当技術者に配置すること。
- (7) 過去 5 年間に同種業務実績（環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画）を有していること。
- (8) 計画書の品質を確保するため、ISO9001 等の品質マネジメントシステムの認証を取得していること。

6. 業務内容

(1) 計画準備

契約後は速やかに業務に着手するとともに必要な準備を行い、業務計画書及び工程表を作成の上、市に提出するものとする。

(2) 意識調査

課題の抽出及び市が目指すべき将来の環境像の検討のため、市民・事業者を対象に、アンケート調査を実施する。実施に当たっては、郵送による方法と併せて、郵送以外での方法（Webによる回答等）についても積極的に活用し、回答率の向上に努めること。

また、調査後はデータの収集・分析を行い、調査結果を市に報告するとともに、本業務の基礎資料として計画に反映させること。

なお、アンケート調査における市と受託者の分担については、下記を基に、市と受託者の協議の上、決定する。

アンケート調査の対象者・方法

| 調査対象 | 方法 |
|------|-----------------------|
| 市民 | 郵送法（740通送付）及び郵送以外での方法 |
| 事業者 | 郵送法（100通送付） |

【アンケート調査作業】

（受託者）

- ・受託者は、アンケート調査票データを作成する。
- ・受託者は、アンケート調査票を封入するとともに、郵送・回収する。
- ・受託者は、郵送法により回収されるアンケート調査票及び郵送以外での方法によるアンケートデータを解析し、意識・意見・取組状況等を把握する。

（委託者）

- ・委託者は、アンケート対象者（市民・事業者）の抽出を行い、アンケート発送用の宛名シールを作成する。

(3) 施策調査

庁内関係各課に施策アンケートを実施し、関連計画や、現行計画の環境関連施策の実施状況、指標の進捗状況などを把握する。

(4) 既存資料調査

既存資料調査により現行計画「第2章 環境の現状と課題」を見直すとともに、課題を整理する。

(5) 計画の評価

上記の調査結果を分析し、現行計画の実施状況を把握し、第2次下田市環境基本計画を評価する。

(6) 環境基本計画の見直し

計画の評価結果を反映し、「第4章 目標達成のための取組内容」を見直す。また、別途、委託者により実施する環境審議会・庁内会議等の意見を反映し、環境基本計画を見直す作業を行う。

また、パブリックコメントの意見対応方針を検討する。

(7) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の作成

市域全体の温室効果ガス排出量の現況推計（環境省・部門別CO2排出量の現況推計を使用）、将来推計（現状趨勢ケース2030年度・2050年度、温室効果ガス削減見込量の試算を含む対策実施ケース2030年度・2050年度）、排出量の削減目標・緩和策・適応策を検討し、「第5章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を作成する。別途、委託者により実施する環境審議会・庁内会議等の意見を反映し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を見直す作業を行う。

また、パブリックコメントの意見対応方針を検討する。

(8) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、着手時、納品時とし、必要に応じ適宜、ウェブ会議を実施する。

5. 成果品

| | |
|-----------------|----|
| 報告書（電子媒体） | 1式 |
| 計画書印刷用データ（電子媒体） | 1式 |

6. 成果物の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

7. 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を受託者の役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい又は開示してはならない。

8. その他：

- (1) 業務の遂行に当たっては、市担当者との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。

- (2) 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては、市担当者の指示にしたがい、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じ市と受注者が協議をしてこれを定めるものとする。